

山形広域環境事務組合低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形広域環境事務組合が発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に規定する最低制限価格に代え、低入札価格調査制度を採用するため、その事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる」場合において、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるかどうかについて調査する制度をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度を採用する対象工事は、管理者が最低制限価格制度に代えることを必要と認めた設計金額が130万円を超える建設工事とする。

(調査基準価格)

第4条 工事の請負契約を締結しようとする場合は、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を別に定めるものとする。

2 契約担当者等は、予定価格を記載する書面の下部に「(調査基準価格〇〇円)」と記載するものとする。

3 調査基準価格は、入札後公表するものとし、公表の方法等については、別に定める。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格により申し込みが行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留及び調査の適用する旨を宣言し、地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査をしたのち落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

(調査の実施)

第5条 契約担当者等は、調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者から、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するため、入札価格の内訳書を提出させるとともに、次に掲げる事項について、事情聴取及び関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共事業名、発注者及び工事の成績状況
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況（事情聴取や取引金融機関、保証会社等へ照会するものとする。）
- (12) 信用状況（建築業違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (13) その他必要な事項

(山形広域環境事務組合契約審査委員会への付議)

第6条 契約担当者等は、前条の調査結果を山形広域環境事務組合契約審査委員会（以下「審査会」という。）へ付議するものとする。

2 審査会は、調査結果及び別に定める判定基準に基づき審査するものとする。

(審査会の設置)

第7条 山形広域環境事務組合が発注する工事の請負契約の入札において、最低の価格をもって申込みを行った者の価格が、低入札基準価格を下回った場合に、その者による履行について審議するため、審査会を設置する。

(組織)

第8条 審査会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 事務局長
- (2) 副委員長 管理課長
- (3) 委員 総務担当参事、施設課長

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の開催)

第10条 審査会は、必要のつど委員長が招集し、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 委員長は必要に応じ、関係職員の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(調査の実施)

第11条 工事を所管する副委員長もしくは委員は、低入札調査価格を下回る入札が行われた場合であって、入札執行者が落札者の決定を保留したときは、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行い、その結果を審査会に報告しなければならない。

(会議の非公開)

第12条 審査会は非公開とする。

(庶務)

第13条 審査会に関する庶務は、管理課でおこなう。

(落札者の決定及び通知)

第14条 入札執行者は、審査会による審査の結果を受け、当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに当該最低価格の入札者を落札者と決定し、その旨を入札者全員に通知する。

- 2 入札執行者は、委員会による審査の結果を受け、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、当該最低価格に次いで低い価格（予定価格の範囲内で調査価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても、第6条及び審査会の手続きを経て、当該価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められたものに限る。）の入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、最低価格の入札者に対しては落札者としめない旨の通知を行うとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。なお、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札した者である場合には、以下、同様の手続きとする。

(調査対象工事に係る監督体制)

第15条 低入札価格調査制度の対象工事に係る監督体制は、「低入札価格調査制度調査対

象工事に係る監督体制等の強化について」(平成6年3月30日付け建設省厚発126号)を準用するものとする。

(閲覧に供する書面への特記)

第16条 審査会における審査の結果、調査対象者が落札した場合には、当該工事等に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札調書等の摘要欄等に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成19年 2月28日から施行する。

附 則 (平成26年7月改正)

この要領は、平成26年 7月 1日から施行する。

附 則 (令和3年3月改正)

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

低入札価格調査制度に関する調査表

工 事 名

調 査 項 目	聴 取 内 容
1 その価格により入札した理由	
2 契約対象工事付近における手持工事の状況	
3 契約対象工事に関連する手持工事の状況	
4 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件）	
5 手持資材の状況	

調 査 項 目	聴 取 内 容
6 資材購入先及び購入先と 入札者の関係	
7 手持機械の状況	
8 労務者の具体的供給見通 し	
9 過去に施工した公共工事 名、発注者及び工事の成績 状況	
10 経営内容	
11 経営状況	

調 査 項 目	聴 取 内 容
12 信用状況 (1) 建設業法違反の有無 (2) 賃金不払いの状況 (3) 下請代金の支払い遅延 状況 (4) その他	
13 その他の必要な事項 (1) 所期の目的通り目的物 を完成できるか再度確認	

(工事下請予定表)

工事下請予定表

工事名 _____

請負業者名 _____ 電話番号 _____

No	工事	主な作業	下請予定金額	業者名	住所	電話番号	担当者
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							